

石川県公報

令和4年5月13日

第13506号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○液化石油ガス販売事業者の認定 (消防保安課)	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	4
○令和4年度管理美容師資格認定講習会の指定 (薬事衛生課)	1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	6
○令和4年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同)	2	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	7
○歳入の徴収事務の委託 (森林管理課)	2	○土地改良区の役員就任公告 (同)	9
○令和4年度管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)の一部変更 (水産課)	3	○土地改良区の定款変更認可公告 (同)	10
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	3	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同)	10
○県道の区域の変更 (同)	3	○公共測量終了公告 (監理課)	11
		○入札公告 (警察本部)	11

告 示

石川県告示第191号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

氏名又は名称	代表者の氏名	所在地	認定年月日	認定区分
株式会社ハシモト	橋本 庸輔	白山市水島町1234番地	令和4年4月28日	第1号認定

石川県告示第192号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、令和4年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

1 主催者の所在地及び名称

東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 日程

第1日	令和4年9月26日
第2日	令和4年10月3日
第3日	令和4年10月11日

3 場所

金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
理容所の衛生管理	14時間
計	18時間

5 受講料

16,000円

6 会場の運営及び設営の窓口となる機関

東京都江東区有明3丁目7番26号

有明フロンティアビルB棟9階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

業務部

石川県告示第193号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、令和4年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

1 主催者の所在地及び名称

東京都江東区有明3丁目7番26号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 日程

第 1 日	令和4年9月26日
第 2 日	令和4年10月3日
第 3 日	令和4年10月11日

3 場所

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
美容所の衛生管理	14時間
計	18時間

5 受講料

16,000円

6 会場の運営及び設営の窓口となる機関

東京都江東区有明3丁目7番26号

有明フロンティアビルB棟9階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

業務部

石川県告示第194号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
県営林造成事業委託事業に係る間伐材等売 払代金の徴収事務	金沢市直江南2丁目 1番地	公益財団法人 石川県林業公社	令和4年4月8日から 令和5年3月27日まで

石川県告示第195号

令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)(令和4年石川県告示第115号)の一部を令和4年4月26日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

変 更 後	変 更 前																								
<p>第1 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 111.9トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>103.9トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>6.0トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 45.6トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>39.6トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>1.0トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	103.9トン	石川県漁船漁業	6.0トン	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	39.6トン	石川県漁船漁業	1.0トン	<p>第1 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 75.8トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>67.8トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>6.0トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 41.8トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>35.8トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>1.0トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	67.8トン	石川県漁船漁業	6.0トン	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	35.8トン	石川県漁船漁業	1.0トン
知事管理区分	配分数量																								
石川県定置網漁業	103.9トン																								
石川県漁船漁業	6.0トン																								
知事管理区分	配分数量																								
石川県定置網漁業	39.6トン																								
石川県漁船漁業	1.0トン																								
知事管理区分	配分数量																								
石川県定置網漁業	67.8トン																								
石川県漁船漁業	6.0トン																								
知事管理区分	配分数量																								
石川県定置網漁業	35.8トン																								
石川県漁船漁業	1.0トン																								

石川県告示第196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年5月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
249号	下記区間を道路区域に編入する。			奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	輪島市宅田町76番1地先から 輪島市小伊勢町日隅33番1地先まで		15.20~74.70 1,446.0	

石川県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年5月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変更の区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)		
鶴来水島 美川線	能美郡川北町字中島ニ29番1地先から	旧	12.87~25.37	119.2	石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市山島台2丁目132番地先まで	新	17.62~25.37		
金沢小松線	能美郡川北町字中島ニ31番1地先から	旧	26.67~76.77	32.0	石川土木 総合事務所 維持管理課
	能美郡川北町字中島ニ31番1地先まで	新	28.11~76.77		

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス明倫通り店

野々市市堀内四丁目91番地 ほか54筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社良品計画

代表取締役 松崎 暁

東京都豊島区東池袋4-26-3

ほか2者

(変更後) 株式会社良品計画

代表取締役 堂前 宣夫

東京都豊島区東池袋4-26-3

ほか2者

3 変更の年月日

令和3年9月1日

4 変更する理由

小売業者の代表者の氏名に変更が生じたため

5 届出年月日

令和4年3月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

令和4年5月13日から同年9月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和4年9月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢大河端西複合施設
金沢市大河端西二丁目31 ほか16筆
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) コネクシオ株式会社
代表取締役 直田 宏
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ほか4者
(変更後) コネクシオ株式会社
代表取締役 直田 宏
東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
ほか4者
 - 3 変更の年月日
令和4年1月13日
 - 4 変更する理由
小売業者の住所の変更が生じたため
 - 5 届出年月日
令和4年3月17日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和4年5月13日から同年9月13日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年9月13日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテラパーク金沢店
金沢市西泉4丁目15-1 ほか
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ラパーク金沢
(変更後) MEGAドン・キホーテラパーク金沢店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 株式会社長崎屋
代表取締役 成沢 潤治
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
ほか19者
(変更後) 株式会社長崎屋
代表取締役 赤城 真一郎
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
ほか12者
 - 3 変更の年月日
 - (1) 平成21年7月10日

- (2) 令和2年11月6日 ほか
- 4 変更する理由
- (1) 新規オープンのため
- (2) 小売業者の退店及び新規出店のため
- 5 届出年月日
令和4年3月28日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和4年5月13日から同年9月13日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年9月13日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール新小松
小松市清六町315番地
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役社長 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか143者
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役社長 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか137者
- 3 変更の年月日
令和4年4月1日
- 4 変更する理由
小売業者に一部入れ替えが発生したため
- 5 届出年月日
令和4年4月23日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市産業未来部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
令和4年5月13日から同年9月13日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年9月13日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和4年5月13日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープこまつ、クスリのアオキ白江店
小松市白江町ハ1番1 ほか3筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和3年10月12日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

- ・荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業員への騒音防止意識の徹底に留意すること。
- ・当該地域における騒音規制法、振動規制法は以下のとおり指定されているため、特定施設の設置や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、必要な届出や規制基準を遵守すること（詳細は別添のしおりを参照）。また、特定施設作業の有無に関わらず、良好な生活環境を確保するため、近隣住居等へ騒音が発生しないように配慮すること。

騒音規制法：第2種区域

振動規制法：第1種区域

(2) 廃棄物にかかる事項等

- ・店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を提出すること。また、廃棄物の散乱及び悪臭発生防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること。

(3) その他の事項

- ・小松市景観条例に基づく景観計画区域に該当します。当該建築物の建築面積が1,000㎡を超えるため、原則、建築行為に着手する30日までに届出が必要です。建築物等については、この景観形成基準を遵守するとともに、大規模な建築物であることから周辺の景観等との調和についても配慮願います。
- ・当該地は、小松市公共下水道の供用済み区域内にあるため、公共下水道に接続してください。公共枵については、8箇所設置済（権利個数22個）となっていますので、最寄の公共枵に接続してください。なお、やむを得ず新たに設置を希望する場合は、上下水道管理課と協議及び設置申請を行って下さい。また権利個数を超える設置は開発者による施工となります。
- ・下水道本管から公共枵までは、小松市が管理し、宅内設備は個人管理となります。下水道本管から公共枵までは小松市に帰属となり、開発行為者施工分に関しては、工事完了後小松市に移管することとなります。宅内設備の費用は個人負担となり、公共枵設置規定個数以上の設置については、開発行為者負担となります。
- ・当該地は下水道排除方式が分流式であるので、宅内排水設備においては、手戻り工事とならないように、汚水系と雨水系を分離して下さい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年5月13日から同年6月13日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月13日

石川県知事 馳

浩

河北潟沿岸土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	川西清進	かほく市指江ト10番地	令和4年3月31日
〃	中村一郎	かほく市内日角ニ128番地1	〃
〃	酒井義光	河北郡津幡町字能瀬カ34番地	〃
〃	高山実	河北郡津幡町字舟橋ハ64番地	〃
〃	洞庭元	河北郡津幡町字川尻カ241番地	〃
〃	田賀善一	河北郡津幡町字川尻ヨ123番地	〃
〃	藤井博	河北郡津幡町字潟端ト38番地	〃
〃	町村源藏	金沢市二日市町ヌ96番地2	〃
〃	酒村剛	金沢市南森本町ル9番地	〃
〃	竹内明夫	金沢市岸川町チ33番地	〃
〃	小林博紀	金沢市八田町東40番地	〃
〃	市原俊廣	金沢市大場町東301番地	〃
〃	小浦場完	金沢市才田町甲128番地	〃
〃	宮永仁志	金沢市福久町ワ34番地	〃
〃	福島幸夫	金沢市田中町ろ60番地	〃
〃	宮本一也	金沢市千木町ヲ43番地	〃
〃	宮前俊春	金沢市大浦町ヘ190番地2	〃
〃	西川秀毅	金沢市木越町タ92番地	〃
〃	室住吉隆	金沢市東蚊爪町チ116番地1	〃
〃	井上勝雄	金沢市松寺町丑80番地	〃
〃	中居治雄	河北郡内灘町字宮坂ニ62番地	〃
〃	北川利一	河北郡内灘町字向栗崎1丁目246番地1 メゾン・ブリエ・103号	〃
監事	川端憲治	かほく市狩鹿野二77番地	〃
〃	井波文雄	河北郡津幡町字潟端ト59番地	〃
〃	川端満	金沢市才田町乙183番地3	〃
〃	米田高志	河北郡内灘町字向栗崎1丁目359番地	〃

花園土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	西川明夫	金沢市利屋町ヘ47	令和4年3月23日
〃	中川好男	金沢市利屋町ヲ87乙	〃
〃	西野健	金沢市利屋町ソ166	〃
〃	荒木武司	金沢市利屋町イ3-2	〃
〃	山本幹雄	金沢市岸川町チ13	〃
〃	寺西芳男	金沢市岸川町チ42	〃
〃	北村壯一郎	金沢市岸川町ヘ31	〃
〃	竹内明夫	金沢市岸川町チ33	〃
〃	北村進	金沢市岸川町チ14	〃
〃	吉本豊	金沢市二日市町ヌ140	〃
〃	町村源藏	金沢市二日市町ヌ96-2	〃
〃	吉本正	金沢市二日市町ヌ136	〃
〃	杉澤茂樹	金沢市二日市町ホ27-2	〃
〃	喜多好一	金沢市二日市町チ98	〃
〃	奥村正徳	金沢市今町ル107-2	〃

〃	前 田 有 慶	金沢市今町ル117	〃
〃	八 田 政 幸	金沢市今町タ10-1	〃
〃	今 井 修	金沢市今町ヨ76-1	〃
〃	渡 邊 登	金沢市今町ル122	〃
〃	寺 俊 廣	金沢市月影町イ48	〃
監 事	吉 村 貞 男	金沢市利屋町ル135	〃
〃	町 野 博 明	金沢市今町ト20	〃
〃	西 本 朗	金沢市二日市町リ142	〃
〃	今 村 茂	金沢市今町ル28	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

河北潟沿岸土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	酒 井 義 光	河北郡津幡町字能瀬カ34番地	令和4年4月1日
〃	小 林 博 紀	金沢市八田町東40番地	〃
〃	田 賀 善 一	河北郡津幡町字川尻ヨ123番地	〃
〃	洞 庭 元	河北郡津幡町字川尻カ241番地	〃
〃	北 川 利 一	河北郡内灘町字向栗崎1丁目246番地1 メゾン・ブリエ・103号	〃
〃	酒 井 善 次	かほく市指江リ24番地1	〃
〃	寺 井 浩 幸	かほく市内日角子154番地甲	〃
〃	高 山 実	河北郡津幡町字舟橋ハ64番地	〃
〃	加 藤 貞 和	河北郡津幡町字潟端ト60番地	〃
〃	中 村 孝	金沢市今町ル82番地	〃
〃	林 克 己	金沢市北森本町ル34番地	〃
〃	廣 瀬 浩	金沢市岸川町チ25番地	〃
〃	今 井 信 夫	金沢市大場町東224番地2	〃
〃	小 嶋 励	金沢市才田町東130番地	〃
〃	宮 永 仁 志	金沢市福久町ワ34番地	〃
〃	福 島 幸 夫	金沢市田中町ろ60番地	〃
〃	宮 本 一 也	金沢市千木町ヲ43番地	〃
〃	寺 山 禎	金沢市大浦町ホ43番地	〃
〃	西 川 秀 毅	金沢市木越町タ92番地	〃
〃	室 住 吉 隆	金沢市東蚊爪町チ116番地1	〃
〃	榮 村 一 弘	金沢市松寺町丑162番地	〃
〃	南 守 雄	河北郡内灘町字西荒屋ハの69番地の3	〃
監 事	川 端 満	金沢市才田町乙183番地3	〃
〃	井 波 文 雄	河北郡津幡町字潟端ト59番地	〃
〃	川 端 憲 治	かほく市狩鹿野ニ77番地	〃
〃	七 田 満 男	河北郡内灘町字大清台133番地	〃
〃	鈴 木 時 秀	河北郡津幡町字太田ハ140番地4	〃

花園土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	荒木武司	金沢市利屋町イ3-2	令和4年3月24日
〃	西川明夫	金沢市利屋町へ47	〃
〃	中川好男	金沢市利屋町ヲ87乙	〃
〃	西野健	金沢市利屋町ソ166	〃
〃	芝田茂和	金沢市利屋町ル88	〃
〃	山本幹雄	金沢市岸川町チ13	〃
〃	寺西芳男	金沢市岸川町チ42	〃
〃	北村壯一郎	金沢市岸川町へ31	〃
〃	竹内明夫	金沢市岸川町チ33	〃
〃	北村進	金沢市岸川町チ14	〃
〃	吉本豊	金沢市二日市町ヌ140	〃
〃	町村源藏	金沢市二日市町ヌ96-2	〃
〃	吉本正	金沢市二日市町ヌ136	〃
〃	杉澤茂樹	金沢市二日市町ホ27-2	〃
〃	喜多好一	金沢市二日市町チ98	〃
〃	今村茂	金沢市今町ル28	〃
〃	八田政幸	金沢市今町タ10-1	〃
〃	前田明	金沢市今町チ39	〃
〃	半本智明	金沢市今町ル96	〃
〃	中村孝	金沢市今町ル82	〃
〃	寺俊廣	金沢市月影町イ48	〃
監事	吉村貞男	金沢市利屋町ル135	〃
〃	西本朗	金沢市二日市町リ142	〃
〃	渡邊登	金沢市今町ル122	〃
〃	今井真也	金沢市今町ト40	〃
〃	吉本尚紀	金沢市二日市町へ89	〃

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

土地改良区の名称	認可年月日
小松東部土地改良区	令和4年4月27日
加賀三湖土地改良区	〃
安原地区土地改良区	〃
手取川七ヶ用水土地改良区	〃
能美市土地改良区	〃
大日ダム土地改良区連合	〃
手取川宮竹用水土地改良区	〃

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和4年5月16日から同年6月13日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦

覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
天坂・久田地区	県営ほ場整備事業 (機構関連型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	能登町農林水産課

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢市長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (金沢市都市計画基本図更新業務)	令和3年9月1日から 令和4年3月4日まで	金沢市都市計画区域

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年5月13日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- 契約件名及び数量
デジタル印刷機賃貸借 一式
- 調達件名の特質等
入札説明書による。
- 借上期間
入札説明書による。
- 設置場所
石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和4年5月23日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和4年5月24日(火)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110 (内線2213)

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和4年5月25日(水)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年5月25日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

- (1) 入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除